

基準日:2016年11月17日

受益者の皆様へ

平素は別格のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
 この度本ファンドは、2016年11月17日に第41期決算を迎え、当期の収益分配金を以下の通り決定いたしましたので
 ご報告申し上げます。

収益分配金(1万口当たり、税引前)

第41期 (2016年11月17日)
100円

収益分配金(税引前)の推移

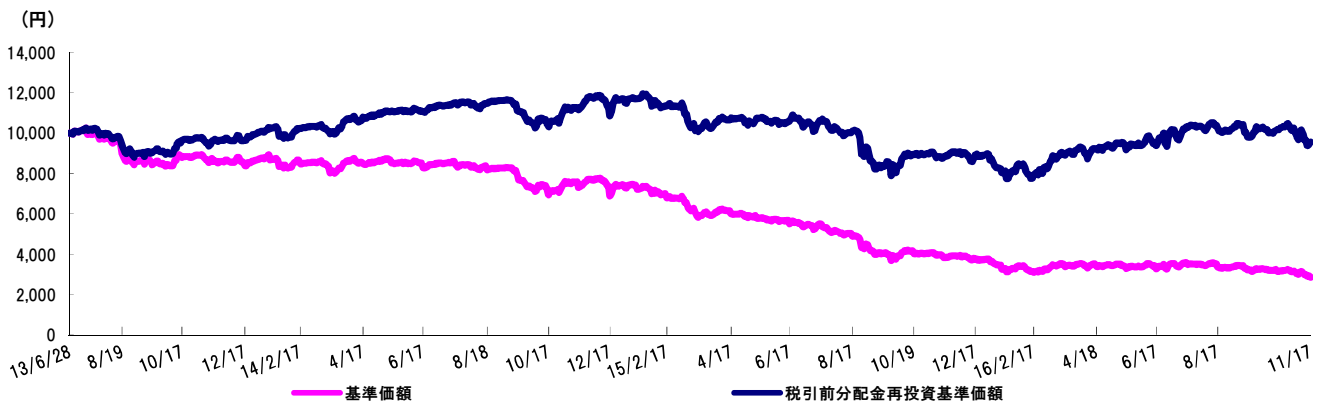
	第37期	第38期	第39期	第40期	第41期	設定来累計
決算日	2016年7月19日	2016年8月17日	2016年9月20日	2016年10月17日	2016年11月17日	7,090円
分配金	100円	100円	100円	100円	100円	

※収益分配金は1万口当たりの金額です。原則として、毎月17日(休業日の場合は翌営業日)に収益分配方針に基づき分配を行います。
 ※分配金実績は、将来の分配金の水準を示唆、保証するものではありません。

【ご参考情報】

■設定来(設定日:2013年6月28日)~2016年11月17日の基準価額等の推移

基準価額:2,855円(2016年11月17日時点)



※基準価額及び税引前分配金再投資基準価額は、信託報酬控除後の値です。
 信託報酬率はP7のファンドの費用をご確認ください。

基準日:2016年11月17日

期間別騰落率の推移

設定来	直近1カ月	直近3カ月	直近6カ月	直近1年	直近3年	直近5年
-4.44%	-6.13%	-6.70%	0.21%	8.38%	-0.94%	—

※騰落率は、税引前分配金を再投資したものととして算出した累積投資基準価額により計算しています。

○本資料は、SBIアセットマネジメント株式会社が信頼できると判断したデータに基づき作成されておりますが、その正確性、完全性について保証するものではありません。また、将来予告なく変更されることがあります。○本資料中のグラフ、数値等は作成時点のものであり、将来の傾向、数値等を予測するものではありません。○投資信託は値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本保証はありません。○投資信託の運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。○ご購入の際には必ず投資信託説明書(交付目論見書)の内容をご確認の上、お客様ご自身でご判断ください。

ファンドの目的

この投資信託(以下、「本ファンド」という場合があります。)は、安定した配当収入の確保と中長期的な値上がり益の獲得をめざして運用を行います。

ファンドの特色

1 主として、外国投資信託証券「CS グローバル・リート・トリプル・プレミアム・ファンド」(以下、「CSファンド」という場合があります。)への投資を通じて、日本を含む世界のリート(グローバル・リート)※1へ実質的に投資することで、相対的に高い配当利回りの獲得と信託財産の成長を図ることをめざします。

※1 グローバル・リートとは、米国リートETF、米国外リートETFを合わせた総称です。

2 CSファンドでは、グローバル・リートETF※2への投資に加え「グローバル・リート・トリプル・プレミアム戦略」を活用し、グローバル・リートへの投資を上回るインカム収入の獲得をめざします。

※2 iシェアーズ®ダウ・ジョーンズ米国不動産ETF、SPDR®ダウ・ジョーンズ国際リアル・エステートETFを指します。詳しくは交付目論見書等でご確認ください。

グローバル・リートETFからの配当に加えて、『グローバル・リート・トリプル・プレミアム戦略』が採用する次の3つの戦略によりプレミアム収入の獲得をめざします。

プレミアム戦略①

グローバル・リート・カバードコール戦略

グローバル・リートETFにかかるコールオプションを売却するカバードコール戦略を活用し、リートのオプション・プレミアム収入の獲得をめざします。

プレミアム戦略②

通貨・カバードコール戦略

原則として毎月、選択通貨ユニバースの中から選択される通貨(以下、選択通貨といいます。)(対円)のコールオプションを売却するカバードコール戦略を活用し、通貨のオプション・プレミアム収入の獲得をめざします。

プレミアム戦略③

為替取引・プレミアム戦略

米ドル売り/選択通貨買いの為替予約取引により、選択通貨と米ドルとの金利差の獲得をめざします。

3 選択通貨においては、米国金利に対して相対的に金利が高い1通貨を毎月選定します。CSファンドは通貨の選定にあたって、カレンシー・マネジメントに特化した、ミレニアム・グローバル社からの投資助言を活用します。

原則として、世界主要国の債券市場及び新興国の債券市場を代表する債券市場インデックス※3構成国の通貨の中から金利水準、流動性等を考慮し、米ドル金利に対して相対的に金利が高い1通貨を選定します。

※3 債券市場インデックス(選択通貨ユニバース)

世界主要国の債券市場インデックスはJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・ブロード、新興国の債券市場インデックスはJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・ブロードとします。



- ファンダメンタルズ及び流動性を考慮して、選択される通貨が複数となる場合があります。この場合1通貨あたりに投資比率は原則として、等金額となるように調整されます。
- 売りの権利(オプション)の満期日において、再度選択通貨買い・円売りの権利(オプション)を売却する場合があります。この場合前回の取引と条件が異なる可能性があります。
- 直物為替先渡取引(NDF※4)を利用し為替取引を行う場合があります。NDFの取引価格は、需給や対象通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。この結果、基準価額の値動きは、実際の当該選択通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合があります。

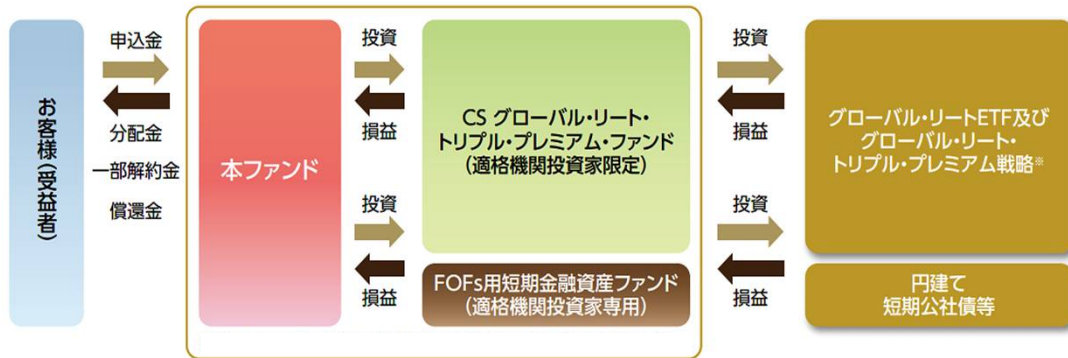
※4 NDFとは、「Non-Deliverable Forward」の略です。NDF取引では、元本を直接取引するのではなく、あらかじめ決められた取引価格(NDF価格)と決済時の実勢価格との差額を米ドルなどの主要通貨で差金決済します。通貨自体の流通量が制限されていたり、取引量が極端に少ないといった新興国通貨を対象とした取引に多く見られ、為替取引を行う場合、その通貨自体での取引が難しいことから、NDF取引が利用されています。

通貨選定における候補国・地域は今後変更となる場合があります。資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。なお、当該国・地域への投資を推奨している訳ではありません。

ミレニアム・グローバル社は独立系、非上場のカレンシー・マネジメントに特化した為替専業投資運用会社で、1994年にカレンシー・マネジメントのパイオニアであるマイケル・ハットマンにより設立されました。2016年6月末日現在、世界の機関投資家向けに155億ドルを超える為替関連資産を受託運用しています。

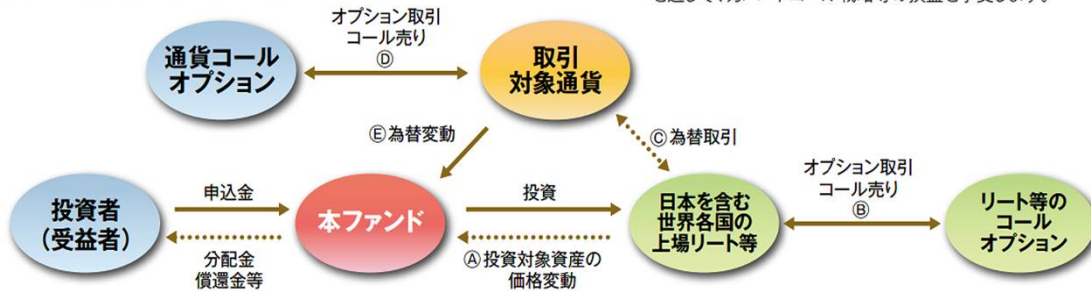
ファンドの仕組み

本ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。ファンド・オブ・ファンズ方式とは、投資者の皆様からお預かりした資金を他の投資信託に投資することにより運用を行う方式です。

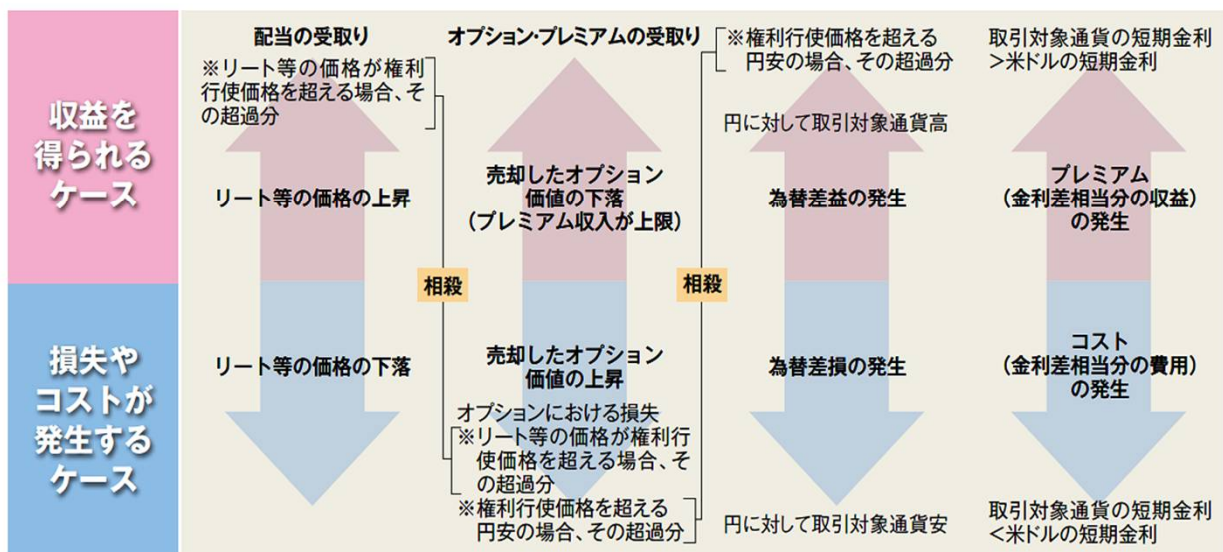
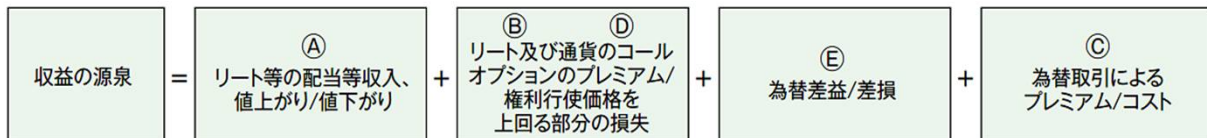


本ファンドの収益のイメージ図

※本ファンドが投資対象とする外国籍投資信託は、クレディ・スイス・インターナショナルを相手方とする担保付スワップ取引を通じて、カバードコール戦略等の損益を享受します。



本ファンドの収益源としては、以下の4つの要素が挙げられます。これらの収益源に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。



収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

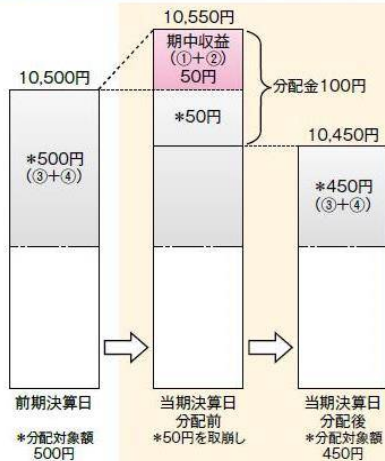
投資信託で分配金が支払われるイメージ



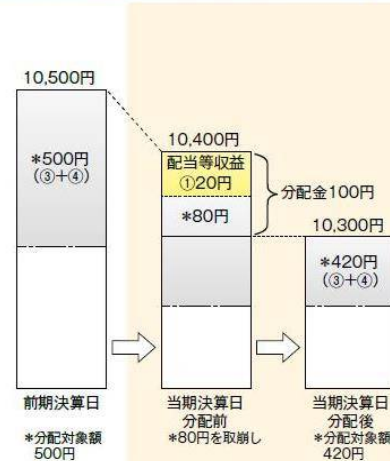
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

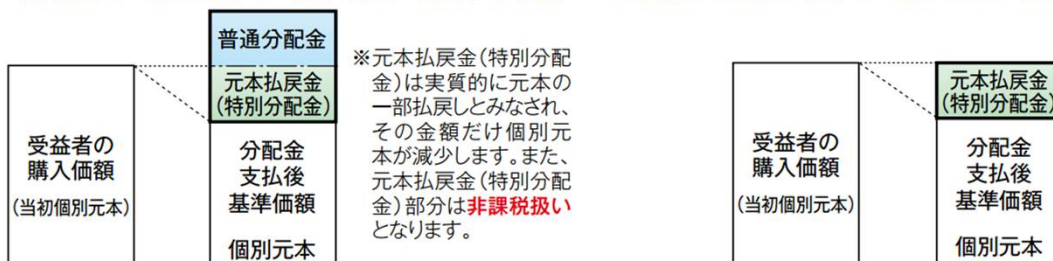


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益及び②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金及び④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
 ※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金: 個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
 元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、交付目論見書P16の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

基準価額の変動要因

本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建て資産には為替リスクもあります。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆様は帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。本ファンドの基準価額の変動要因としては以下のものがあります。なお、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

主な変動要因

<p>価格変動リスク</p>	<p>本ファンドは、主要投資対象とする外国投資信託証券におけるスワップ取引等を通じて、実質的にETF等値動きのある有価証券等に投資をします。実質的な投資対象となるETFの価格は、組入れリート発行企業の業績や市場での需給等の影響を受け変動します。また、発行企業の信用状況にも影響され、当該企業が経営不安や倒産等に陥ったときには、当該企業の株価は大きく下落し、投資資金が回収出来なくなることもあります。この場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、大きく損失を被ることがあります。</p>
<p>カバードコール戦略に伴うリスク</p>	<p>本ファンドが主要投資対象とする外国投資信託証券が採用するカバードコール戦略には以下のリスクがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グローバル・リートETFへの投資とそれぞれのETFを参照するコール・オプションの売りを組み合わせるグローバル・リート・カバードコール戦略では、各リートETFの価格が上昇した場合でも、それぞれのコール・オプションの権利行使価格以上の値上り益は放棄することになります。その場合、オプション・プレミアムは受取ることができるものの、グローバル・リートETFに投資した場合に比べ投資成果が劣る可能性があります。 ・選択通貨への投資と円に対する選択通貨のコール・オプションの売りを組み合わせる通貨・カバードコール戦略では、選択通貨が円に対して上昇した場合でも、コール・オプションの権利行使価格以上の値上がり益は放棄することになります。その場合、オプション・プレミアムは受け取ることができるものの、選択通貨に投資した場合に比べ投資成果が劣る可能性があります。 ・コール・オプションの売りを行うことにより得られるオプション・プレミアムの水準は、当該売りを行う時点の価格水準や権利行使水準、価格変動率(ボラティリティ)、権利行使価格までの期間、金利水準、配当(分配)水準、需給等複数の要因により決まりますので、当初想定したようなオプション・プレミアムの水準が確保できない可能性があります。 ・売却したコール・オプションの評価値は、売却後に価格水準やボラティリティが上昇した場合等には上昇し、これにより損失を被りファンドの基準価額が下落することがあります。 ・各カバードコール戦略の投資成果は、オプション取引の権利行使日の価格によって決定されるものであり、権利行使価格までの間に価格が権利行使価格を超えたとしても、その後下落すれば権利行使価格までの値上がり益を享受できない場合があります。 ・各カバードコール戦略において、特定の権利行使期間で価格が下落した場合、再度カバード・コール戦略を構築した場合の値上がり益は、戦略再構築日に設定される権利行使価格までの値上がり益に限定されますので、その後当初の水準まで価格が回復しても、本ファンドの基準価額の回復は緩慢になる可能性があります。
<p>スワップ取引に関するリスク</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本ファンドが主要投資対象とする外国投資信託証券におけるスワップ取引は、ファンドの資産の全額を証拠金として相手方に差し入れ、グローバル・リートETFと為替のプレミアム戦略の投資成果を享受する契約ですので、スワップ取引の相手方の信用リスク等の影響を受け、その倒産等により、当初の契約どおりの取引を実行できず損失を被るリスクがあります。 ・投資対象とする外国投資信託証券は、スワップ取引の相手方が現実に取引するグローバル・リートETFやオプション取引については何らの権利も有しておりません。 ・投資対象の外国投資信託証券では、スワップ取引の相手方から日々当該外国投資信託証券の純資産相当額の担保を受取ることでスワップ取引の相手方の信用リスクの低減を図りますが、スワップ取引の相手方に倒産や契約不履行、その他不測の事態が生じた場合には、運用の継続は困難となり、将来の投資成果を享受することは出来ず、担保を処分する際に想定した価格で処分できない可能性があることから損失を被る場合があります。

主な変動要因

<p>為替リスク</p>	<p>本ファンドは、主要投資対象とする外国投資信託証券におけるスワップ取引等を通じて、実質的に外貨建て資産に投資するため、為替変動のリスクが生じます。また、本ファンドは原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を直接受けます。従って、円高局面では、その資産価値が大きく減少する可能性があり、この場合、ファンドの基準価額が下落する恐れがあります。また、為替取引・プレミアム戦略において、選択通貨金利が米ドル金利より低いときには、これらの金利差相当分がコストとなります。なお、直物為替先渡取引(NDF)を利用し為替取引を行う場合があります。NDFの取引価格は、需給や対象通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。この場合、ファンドの基準価額の値動きは、実際の当該選択通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合があります。</p>
<p>カントリーリスク</p>	<p>実質的な投資対象となる国と地域によっては、政治・経済情勢が不安定になったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制や税制が変更されたり、新たな税制が適用される場合があります。さらに、外国政府の資産の没収、国有化、差し押さえなどを行う可能性もあります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落する恐れがあります。</p>
<p>流動性リスク</p>	<p>実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落する恐れがあります。</p>

※リスクは上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- 投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- 投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- 収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

ファンドの関係法人

<p>委託会社</p>	<p>SBIアセットマネジメント株式会社(信託財産の運用指図及び運用報告書の作成等を行います。) 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第311号 加入協会 / 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会</p>
<p>受託会社</p>	<p>三井住友信託銀行株式会社(ファンド財産の保管・管理等を行います。)</p>
<p>販売会社</p>	<p>※最終頁をご参照ください。(受益権の募集・販売の取扱い、及びこれらに付随する業務を行います。)</p>

お申込みメモ

購入単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	継続申込期間:購入申込受付日の翌営業日の基準価額(当初1口1円)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した金額とします。
換金代金	換金申込受付日から起算して6営業日目以降のお支払いとなります。
購入・換金申込受付不可日	ニューヨークの証券取引所、ニューヨークの商業銀行のいずれかの休業日。
申込締切時間	原則として午後3時までとします。なお、受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付分として取扱います。※受付時間は販売会社によって異なることもありますのでご注意ください。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金(解約)のお申込みの受付を中止すること及びすでに受付けた購入・換金(解約)のお申込みの受付を取消す場合があります。
信託期間	平成30年6月18日(月)(設定日:平成25年6月28日)信託期間の延長が有利であると認めるときは、信託期間を延長する場合があります。
繰上償還	主要投資対象とする外国投資信託証券が償還となる場合、受益権の口数が10億口を下回る事となった場合等には繰上償還となる場合があります。
決算日	毎月17日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎月決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。分配金は決算日から起算して5営業日以内に支払いを開始します。※販売会社によっては、分配金の再投資コースを設けています。詳しくは販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	3,000億円
公告	委託会社が投資者に対して行う公告は、日刊工業新聞に掲載されます。
運用報告書	毎年6月、12月の決算時及び償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社より交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度及び未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。※税法が改正された場合には、変更となる場合があります。

ファンドの費用

- 投資者が直接的に負担する費用
 - ・購入時手数料 購入申込金額に**3.24%(税込)**を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た金額とします。
 - ・信託財産留保額 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対して**0.5%**を乗じて得た額を、ご換金(解約)時にご負担いただきます。
- 投資者が信託財産で間接的に負担する費用
 - ・運用管理費用(信託報酬) ファンドの日々の純資産総額に**年1.2312%(税抜:年1.14%)**を乗じて得た額とします。運用管理費用(信託報酬)の配分は下記の通りとします。なお、当該報酬は、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

運用管理費用(信託報酬)	年1.2312%(税抜:年1.14%)	
内訳	(委託会社)	年0.5940%(税抜:年0.55%)
	(販売会社)	年0.5940%(税抜:年0.55%)
	(受託会社)	年0.0432%(税抜:年0.04%)
投資対象とする外国投資信託証券の信託報酬等※1	年0.64%	
実質的な負担※2	年1.8712%(税込)	

- ※1 本ファンドが投資対象とする投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの(年率0.64%)を表示しております。
- ※2 本ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加味した、投資者の皆様が実質的に負担する信託報酬になります。
- ・その他の費用及び手数料 ファンドの監査費用、有価証券売買時にかかる売買委託手数料、信託事務の処理等に要する諸費用、開示書類等の作成費用等(有価証券届出書、目論見書、有価証券報告書、運用報告書等の作成・印刷費用等)が信託財産から差引かれます。なお、これらの費用は、監査費用を除き、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。
- ※当該費用及び手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

- ・投資信託をご購入の際は、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめ、もしくは同時にお受取りになり、内容をご確認ください。
- ・投資信託は値動きのあるものであり、元本保証、利回り保証、及び一定の運用成果の保証をするものではありません。したがって、運用実績によっては元本割れする可能性があります。
- ・投資信託の基準価額の下落により損失を被るリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うこととなります。
- ・投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。
- ・銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は、投資者保護基金の支払対象ではありません。

【販売会社情報一覧表】

金融商品取引業者名		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 日本投資顧問業 協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
株式会社SBI証券	金融商品 取引業者	関東財務局長 (金商)第44号	○	○		○
立花証券株式会社	金融商品 取引業者	関東財務局長 (金商)第110号	○	○		
マネックス証券株式会社	金融商品 取引業者	関東財務局長 (金商)第165号	○	○	○	
楽天証券株式会社	金融商品 取引業者	関東財務局長 (金商)第195号	○	○	○	○
カブドットコム証券株式会社	金融商品 取引業者	関東財務局長 (金商)第61号	○	○		
SMBC日興証券株式会社	金融商品 取引業者	関東財務局長 (金商)第2251号	○	○	○	○
ニュース証券株式会社	金融商品 取引業者	関東財務局長 (金商)第138号	○		○	
日産証券株式会社	金融商品 取引業者	関東財務局長 (金商)第131号	○	○		
あかつき証券株式会社	金融商品 取引業者	関東財務局長 (金商)第67号	○	○		
スルガ銀行株式会社	登録 金融機関	東海財務局長 (登金)第8号	○			

■ 販売会社では、受益権の募集・販売の取扱い、及びこれらに付随する業務を行います。

ファンドのご購入の際は、販売会社より投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめ、または同時にお渡しますので、必ず内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。